

# 広域連携共生・対流等対策交付金実施要領

平成19年4月2日付け18農振第2120号  
最終改正 平成22年4月1日付け21農振第2343号  
農林水産省農村振興局長通知

広域連携共生・対流等対策交付金（以下「共生・対流等交付金」という。）は、広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第2119号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めによるものとする。

別記1 広域連携共生・対流等推進交付金（要綱別表の1の事業）

別記2 広域連携共生・対流等整備交付金（要綱別表の2の事業）

## 別記1 広域連携共生・対流等推進交付金（要綱別表の1の事業）

### 第1 事業実施の手続等

#### 1 事業実施期間

要綱第4の規定による事業実施期間は、原則として3年間としているが、事業目標を達成するために必要な場合は、5年間を限度として実施できるものとする。

#### 2 事業実施計画の内容及び提出手続等

(1) 事業実施主体は、要綱第3の企画案の選定を受けてから1月以内に以下に定める様式により、要綱第6の1の事業実施計画を作成し、地方農政局長等（要綱第6の1の地方農政局長等をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

ア 要綱別表の1の(1)のア及びイ並びに(3)のイの事業については、別紙様式第1-1号及び第2号を提出するものとする。

イ 要綱別表の1の(1)のウの事業については、別紙様式第1-2号及び第2号を提出するものとする。

ウ 要綱別表の1の(2)の事業については、別紙様式第1-3号及び第2号を提出するものとする。

エ 要綱別表の1の(3)のアの事業については、別紙様式第1-4号及び第2号を提出するものとする。

オ 要綱別表の1の(3)のウの事業については、別紙様式第1-5号及び第2号を提出するものとする。

カ 要綱別表の1の(3)のエの事業については、別紙様式第1-6号及び第2号を提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、要綱第6の1に基づく事業実施計画の提出に当たり、要綱第3の企画案の提出において添付した資料に内容の変更がない場合は、当該資料の提出を省略することができる。

- (3) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、あらかじめ関係する団体等と調整を図るものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(3)の調整の結果について、必要に応じ提出を求めることができるものとする。
- (5) 事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、関係する地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。
- (6) 要綱第6の2の報告は、別紙様式第3号により行うものとする。

### 3 事業実施計画の承認基準

要綱別表の要件欄の(2)の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める承認基準は以下のすべての要件を満たすこととする。

- (1) 事業実施計画の内容が、目標を達成するための手段として妥当であること。
- (2) 事業の目標として設定する指標については、別紙1を参考にし、適正に設定すること。
- (3) 事業費の規模が妥当であること。
- (4) 事業実施に必要な知見及びノウハウを有する人材の確保等の推進体制が確保されていること。
- (5) 要綱別表の1の(1)のイ及び(2)のイの事業を除く事業については、都道府県域を越えた事業実施主体とその他団体間の連携により行うものであること。
- (6) 要綱別表の1の(3)のアの事業については、三大都市圏の都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定による都市計画区域に指定がされている市町村における事業実施主体とその他団体間の連携により行うものであること。
- (7) 要綱別表の1の事業のうち(1)のア及びイの事業については、一定程度の実績があり、全国的な取組を行うものであること。
- (8) 要綱別表の1の(1)のウ及び(3)のアの事業については、事業実施計画の内容が新規性及び先進性があり、事業完了後、自立的に継続する取組になると見込まれること。
- (9) 要綱別表の1の(1)のウ及び1の(3)のアの事業については、事業完了後に全国への普及が可能であると見込まれること。

### 4 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、要綱別表の要件を満たす場合に限り、予算の範囲内において要綱第6の1に基づき事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の承認を行うに当たっては、事業実施計画に掲げられた目標水準等を基に、事業実施計画の順位付けを行い、より高い効果の発現が見込まれる事業実施計画を優先して承認するものとする。

### 5 年度別事業実施計画の提出について

- (1) 要綱第6の4の(1)の規定による年度別事業実施計画の提出は、別紙様式第4号

及び第5号によるものとする。

また、年度別事業実施計画の作成に当たっては、事業実施計画の承認後における社会経済情勢の変化等を勘案した上で当該事業実施計画について精査するものとし、その結果、事業内容、事業費等を変更する場合には、変更後の内容を記載するものとする。

- (2) 国から事業実施主体への毎年度の予算の配分額は、予算の範囲内において、年度別事業実施計画に基づき算出するものとする。
- (3) 要綱第6の4の(2)の報告は、別紙様式第6号により行うものとする。

## 6 事業実施計画の変更

要綱第6の3の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の中止又は廃止

## 第2 完了報告

要綱第7の規定による完了報告は、別紙様式第7号により、すべての事業が完了した年度の翌年度の5月末までに行うものとする。

## 第3 事業の評価

- 1 要綱第8の1の規定による事業の評価については、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 事業実施計画に定められた目標の達成状況
  - (2) 目標達成のための取組状況
  - (3) 事業実績
  - (4) その他必要な事項
- 2 要綱第8の1の事業の評価の報告は、別紙様式第8号及び第9号により目標年度までの毎年度について、各事業年度の翌年度の5末日までに行うものとする。
- 3 要綱第8の2の報告は、別紙様式第10号により速やかに行うものとする。
- 4 要綱第8の4の規定による改善計画の提出を受けた地方農政局長等は、事業実施主体に対して、改善計画に基づき目標達成が図られるよう必要な指導、助言等を行うものとする。
- 5 要綱第8の5の規定による重点的な指導等は、目標に対する達成率が70%未満である事業実施主体に対して行うものとする。
- 6 3による報告を受けた地方農政局長等は、計画期間内にその目標の達成が見込まれない事業実施主体に対して、当該計画に係る残額の交付を見合わせる事ができるものとする。(ただし、経済的社会的事情の著しい変化等事業実施主体の責に帰せない場合を除く。)
- 7 要綱第8の規定による評価結果等の公表については、共生・対流等交付金の成果が

広く国民に周知できるよう、多様かつ効果的な広報活動により行うものとする。

#### 第4 助成

国は、毎年度の予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費を助成する。

#### 第5 助成対象経費

要綱別表の1の事業に係る国の助成対象経費は次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	日々雇用者賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（茶菓子賄料等）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、耕筆翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く））
10 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 調査試験費	調査試験用資材費、調査試験記帳手当

## 別記2 広域連携共生・対流等整備交付金（要綱別表の2の事業）

### 第1 事業内容

事業内容については、別紙2のとおりとする。

### 第2 事業実施の手続等

#### 1 事業実施期間

要綱第4の規定による事業実施期間は、原則として3年間としているが、事業目標を達成するために必要な場合は、5年間の限度として実施できるものとする。

#### 2 事業実施計画の内容及び提出手続等

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第11号及び第12号により、要綱第6の1の事業実施計画を作成し、地方農政局長等（要綱第6の1の地方農政局長等をいう。以下同じ。）に要綱第3の事業計画案の選定を受けてから1月以内に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、要綱第6の1に基づく事業実施計画の提出に当たり、要綱第3の事業計画案の提出において添付した資料に内容の変更がない場合には、当該資料の提出を省略することができるものとする。
- (3) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、あらかじめ関係する団体等と調整を図るものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(3)の調整の結果について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。
- (5) 事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、関係する地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。
- (6) 要綱第6の2の報告は、別紙様式第13号により行うものとする。

#### 3 事業実施計画の承認基準

要綱別表の要件欄の(2)の農林水産省農村振興局農村振興局長（以下「農村振興局長」という。以下同じ。）が別に定める承認基準は以下のすべての要件を満たすこととする。

- (1) 事業の目標として設定する指標については、別紙1を参考にし、適正に設定すること。
- (2) 事業実施計画に記載された事業の実施が、目標の達成に資すると認められること。
- (3) 過去3年間の収支決算書から、団体の財政基盤が安定していること。
- (4) 施設の利用計画を作成していること。
- (5) 施設の規模決定、利用計画等から当該施設が必要かつ適切な規模であるとともに施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (6) 施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (7) 事業実施主体において、事業実施主体負担分の適正な資金調達及び償還計画及び維持管理計画が作成されており、その計画が確実に実行されると見込まれること。

- (8) 要領別紙2の1の事業については、事業実施計画の内容が、都道府県域を越えた事業実施主体とその他団体間の広域連携計画となっていること。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 事業実施計画について異議や苦情が寄せられており、関係者の総意に基づくとは認められないものであること。
  - イ 過去において、補助事業により類似する施設の整備等を行い、その施設等の利用が計画に対して著しく悪い状況にあること。
- (10) 要領別紙2の1の事業については、「新山村振興等農林漁業特別対策事業等費用対効果分析算定要領の制定について」（平成14年3月29日付け13農振第3454号農村振興局長通知）を参考にして、適正な投資額を算定し、投資効率が1.0以上であると認められること。

#### 4 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、要綱別表の要件を満たす場合に限り、予算の範囲内において要綱第6の1に基づき事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の承認を行うに当たっては、事業実施計画に掲げられた目標水準等を基に、事業実施計画の順位付けを行い、より高い効果の発現が見込まれる事業実施計画を優先して承認するものとする。

#### 5 年度別事業実施計画の提出について

- (1) 要綱第6の4の(1)の規定による年度別事業実施計画の提出は、別紙様式第14号及び第15号によるものとする。

また、年度別事業実施計画の作成に当たっては、事業実施計画の承認後における社会経済情勢の変化等を勘案した上で当該施設の規模、利用計画等について精査するものとし、その結果、事業量、規模、事業費等を変更する場合には、変更後の内容を記載するものとする。
- (2) 国から事業実施主体への毎年度の予算の配分額は、予算の範囲内において、年度別事業実施計画に基づき算出するものとする。
- (3) 要綱第6の4の(2)の報告は、別紙様式第16号により行うものとする。

#### 6 事業実施計画の変更

要綱第6の3の「農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の中止又は廃止

### 第3 実施基準等について

本事業の事業内容、メニュー、事業実施主体、要件及び交付率については、要綱別表並びに第2の3及び要領別紙2にそれぞれ定められているところであるが、その他

次の点に留意するものとする。

## 1 一般基準

(1) 本施策は、事業実施計画に基づき、地域の特性に即した都市と農村の共生・対流等の一層の推進のために必要な施策を効果的に実施するものとする。

なお、その際、地域住民の創意と工夫及び地域の特性を十分に反映させ、画一的な運用にならないように配慮すべきものとする。

(2) 本施策は、一箇所又は一施設について単年度に完了することを原則とする。

ただし、当該地域又は施策の実情に即し必要があると認める場合は、この限りではない。

(3) 本施策の受益戸数は、3戸以上とする。

(4) 本施策の事業費は、関係都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び施策の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施行費の全額又はそのうち資材費のみを交付対象とすることができるものとする。

(5) 自力若しくは他の助成によって実施中の施策を本交付金に切り替えて交付対象とすることは、認めないものとする。

(6) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は施策の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による新築のほか、増築、改築、併設若しくは合体の施策又は古品、古材の利用による施策を交付対象とすることができるものとする。

(7) 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合には、交付対象とすることができるものとする。

(8) 用地の買収又は貸借等に要する費用及び補償費は、交付対象としないものとする。

ただし、本施策で実施する集落道の設置に係る用地の買収（換地の対象となるものを除く。）及び損失補償は、この限りではない。

なお、この場合の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農地局長通知）の定めるところに準ずるものとする。

(9) 交付対象とする施設は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

(10) 個人施設、目的外使用のおそれの多いもの及び事業効果の少ないものは交付対象としないものとする。

(11) 本施策は、厳正かつ適確な実施を期するとともに、施策の目的が十分に達成されるよう施策完了後における経営管理に必要な措置を講じるものとする。

## 2 要綱別表の2の(1)については、次のとおりとする。

(1) 整備される施設に浴室が含まれる場合の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 当該施設における利用者数に応じた適正な規模であること。

イ 原則として温泉水の活用は認めない。

ただし、施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することについて地方農政局長等が妥当と認める場合にあってはこの限りではない。

ウ 事業実施主体は、温泉水を活用する浴室を含む施設を有する事業実施計画の地方農政局長等への提出に当たり、温泉水活用の必要性、施設の建設及び維持管理コストの比較検討を行った書面を添付するものとする。

エ 地方農政局長等は、ウにより提出された書面の審査等によりその適否を決めるものとする。

(2) 大型遊具、パークゴルフ場等のゴルフ施設、これらと類似の施設等は本対策の対象としないものとする。

(3) 要綱別表の2の(1)ウの(ア)から(ウ)までについては、交流、二地域居住、定住の推進又は交流を通じたアグリビジネスの推進を目的として実施する場合に限るものとする。

3 要綱別表の2の(2)については、次のとおりとする。

(1) 行政区域の全部又は一部が都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定による都市計画区域に指定がされている市町村であり、都市農業振興ビジョン等を策定している地区であること。

(2) 中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1に規定する地域は、対象としないものとする。

(3) 要綱別表の2の(2)のイについては次のとおりとする。

ア 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域の区域を対象に行うものとする。

ただし、農業振興地域と一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含むものとする。

イ 本施策の実施するに当たって必要があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号以下「土地改良法」とする。)その他の法令による所要の手続を経るものとする。

ウ 土地改良法に基づく整備が含まれる場合には、同法第7条及び土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第14条の2に掲げる事項を定めるものとする。

エ 市町村等が行う土地改良法に基づく事業が含まれる場合は、「補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」(平成12年11月30日付け12構改C第704号農林水産事務次官依命通知)に準じて、事業計画に関する手続を行うものとする。当該計画は、土地改良法に規定する土地改良事業計画として定めることが出来る。

(4) 要綱別表の2の(2)のイについては、次のとおりとする。

ア 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき指定された生産緑地地区の区域を対象に行うものとする。

ただし、生産緑地地区と一体的に整備することを相当とする生産緑地地区以外

の区域を含むものとする。

イ 市民農園等整備については、次の基準をすべて満たす場合には農業振興地域及び生産緑地地区以外の区域を対象に行うことができるものとする。

(ア) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（昭和24年法律第195号）第3条第3項の特定農地貸付けの承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第3項の市民農園の開設の認定を受けていること。

(イ) 開設主体が市民農園の用に供する農地について所有権を得ているもの又は賃借権の設定等（契約期間が8年以上のもので、正当な事由がない限り土地所有者が土地の返還を求めない旨定められているものに限る。）を受けていること。

(ウ) 市民農園等整備のうち交流加工体験施設においては、市民農園整備促進法第2条第2項の市民農園施設とは別に扱うものであり、既存の市民農園の活用又は市民農園開設の際の連携施設として市民農園に隣接して整備するものであること。

(5) 要綱別表の2の(2)のウについては、次のとおりとする。

ア 整備対象地域は、上記の(3)及び(4)以外の区域を対象に行うものとする。

イ 整備内容については、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日付け14農振第1452号農村振興局長通知）に基づく範囲に限るものであること。

ウ 防災施設整備を行う農地においては、防災協力農地等の協定（災害時の避難場所、仮設住宅建設用地又は復旧用資材置場としての農地の活用に関するものに限る。）を地方公共団体、農業協同組合等と結んでいること。

エ 当該整備を行う際は、農地所有者と事業実施主体等において、本施策による整備実施後8年以上の営農継続について協定を結んでいること。

(6) 要綱別表の2の(2)のエについては、次のとおりとする。

ア 整備対象地域は、上記(3)以外の区域を対象に行うものとする。

イ 景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条に基づく景観計画が策定されており、その計画内容に、水辺を生かした潤いある親水景観の形成等が含まれていること。

ウ 受益農家や土地所有者と事業実施主体等において、一定期間（8年以上）の営農継続や維持管理についての協定を締結し、本施策の利用が確実であると見込まれるものであること。

3-2 要綱別表の2の(4)については、次のとおりとする。

要綱別表の2の(4)における交付限度額は、当該事業実施計画における交付限度額の合計（別紙様式第11号の「5 整備計画」における「負担区分」の「交付金」額の合計をいう。）の概ね1割を上限とする。

4 本施策の事務手続き及び交付対象事業費の構成等について

(1) 本施策の事務手続等

ア 事業の実施

(ア) 事業実施主体の長は、本施策の施行に当たっては、あらかじめ理事会の議決等所要の手続きを行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成し、交付申請書に添付して地方農政局長等に提出するものとする。

(イ) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続きを行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

#### イ 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会等の議決を得るものとする。

なお、予算の計上又は事業計画の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

#### ウ 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続きについては、それぞれの関係法規の規定や関係者の総会等によって議決して行うものとする。

なお、地元負担金の調達にあつては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

#### エ その他関係法規に基づく許認可

本施策の実施に当たり、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

#### オ 工事の着手

事業実施主体の長は、本施策に係る事業に着手するときは、速やかにその旨を別紙様式第17号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

ただし、交付決定前に着工する場合にあつては、以下により取り扱うものとする。

(ア) 事業の着工は、原則として、国からの交付金交付決定通知（以下「交付決定」という。）を受けて行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により、交付決定前に着工する必要がある場合には、事業実施主体の長は、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を具体的に明記した別紙様式第18号の広域連携共生・対流等整備交付金の交付決定前着工届を地方農政局長等あてに提出するものとする。

(イ) 交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(ウ) 交付決定前に着工する場合については、地方農政局長等は、事前にその理由を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、本施策に係る事業が適正に行われるようするものとする。

## カ 事業の施行

### (ア) 施行方法

事業は、次の a から d に掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行、代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

また、器具の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積もりを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付しがたいときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、事業実施主体が、農山漁村等の住民の組織する団体等であって、競争入札に付しがたい場合は、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続きを行うとき又は P F I 事業者であって事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施するときを限り、随意契約によることができるものとする。また、競争入札の結果、落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。

なお、地方農政局長等は、業務の執行に当たり、適時適切な指導を行うとともに、必要に応じて、担当官を現場説明や入札に立ち合わせるものとする。

#### a 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

#### b 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等

は、次により行い、適正を期するものとする。

(a) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付しがたいときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、事業実施主体が、農山漁村等の住民の組織する団体等であって、競争入札に付しがたい場合は、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続きを行うときに限り、随意契約によることができるものとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

(b) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、自己に代わって工事の指示監督にあたる現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(c) 工事の検査及び引き渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引き渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引き渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

c 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続きを行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

d 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計

事務所等（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の管理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(a) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別紙様式第19号により、代行施行によることの理由を明確にし、理事会の議決等所要の手続きを行うものとする。

(b) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、競争入札の結果、落札に至らなかった場合にあっては、随意契約によることができるものとする。

(c) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(d) 施工業者の選定

建築施工業者、機械、施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

(e) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とするものの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優

良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(f) 工事監督

受託代行者は、(d)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、(c)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指揮監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(g) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(h) 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

(イ) 契約の適正化

本施策に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」(平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省官房経理課長通知)により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

キ 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (ア) 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して処理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。)
- (イ) 分(負)担金の徴収に当たっては、分(負)担金の徴収の根拠法規を有するものはもとより、農山漁村等の住民の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行する等の方法により、個人分(負)担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。
- (ウ) 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上、行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- (エ) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- (オ) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らか

にしておくこと。

#### ク 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林水産事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続きを行うものとする。

### (2) 事業完了に伴う手続き

#### ア しゅん功届け

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第20号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

地方農政局長等は、本事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は、手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

#### イ 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して地方農政局長等に報告するものとする。

なお、地方農政局長等は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

#### ウ その他関係法規に基づく手続き

事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続きを行うものとする。

### (3) 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

#### ア 予算関係書類

(ア) 事業実施に関する議会（総会）の議事録

(イ) 予算書及び決算書

(ウ) 分（負）担金賦課明細書

(エ) その他

#### イ 工事施工関係書類

(直営の場合)

(ア) 実施設計書、出来高設計書

(イ) 工事材料検収簿、同受払簿

(ウ) 賃金台帳、労務者出面簿

(エ) 工事日誌及び現場写真

(オ) その他

(請負の場合)

(ア) 実施設計書、出来高設計書

- (イ) 入札てん末書
- (ウ) 請負契約書
- (エ) 工事完了届書及び現場写真
- (オ) その他

ウ 経理関係書類

- (ア) 金銭出納簿
- (イ) 分(負)担金徴収台帳
- (ウ) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- (エ) その他

エ 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付決定に当たっての書類及び設計書等

オ 施設管理関係書類

- (ア) 管理規程又は利用規程
- (イ) 財産管理台帳
- (ウ) その他

(4) 交付対象事業費その他の事業費の内容、構成及び積算

ア 交付対象事業費の内容

(ア) 基盤整備等

工事費(支給品費を含む。)、用地費及び補償費(土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。)、測量試験費(実施設計書を含む。)及び工事雑費

(イ) 施設整備

工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含む。)、実施設計費及び工事雑費

イ 事業費の構成

事業費の構成は、基盤整備等にあつては、別表第1を、施設整備にあつては、別表第2を標準とする。

ウ 事業費の積算及び取扱い

事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、事業費の構成・積算等に当たり、諸経費(現場管理費、一般管理費等)を計上しないものとし、基盤整備等にあつては、現場管理費のうち、現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

(ア) 基盤整備等

基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとする。

## (イ) 施設整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

### a 工事費

#### (a) 積算の方法

- ① 工事費は、関係都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができる。

- ② 工事価格の積算は、原則として、基盤整備等にあつては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知）、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）に準じて、施設整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛かり」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

#### (b) 支給品費

- ① 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- ② 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- ③ 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

#### (c) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第3に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

(d) 諸経費

① 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における別表第4に掲げる現場管理費及び別表第5に掲げる一般管理費等とする。

② 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

(e) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

b 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とする。

c 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工管理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該管理料を実施設計費に含めないものとする。

d 用地費及び補償費

(a) 用地費及び補償費は、基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

(b) 基盤整備等に係る用地の買収及び補償費の積算は「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）に準じて行うものとする。

e 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表第6に掲げる経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5%に相当する額以内とする。

f 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（a）から（c）までの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

（a） 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

（b） 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

（c） 各設備ごとの技術が専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

#### （5） 施設等の管理について

本施策によって取得又は効用の増加した施設等（以下「施設」という。）については、常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効果的な運用を図るものとする。

##### ア 管理主体

施設の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

ただし、当該施策実施地区内に存する団体等のうち、事業実施主体が直接管理する場合より、その施設の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められるものがある場合（当該要綱等で定められた事業実施主体の範囲のものに限る。）には、その団体等に管理させることができるものとする。

この場合、事業実施主体の長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するとともに、その旨を地方農政局長等に届け出て、その指示を受けるものとするが、事業実施計画書の作成に当たり、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けた場合はこの限りではない。

##### イ 管理方法

事業実施主体は、施設の管理の現状を明確にするため、施設財産台帳を備えておくものとする。

管理主体は、施設ごとに管理規程又は利用規程を定めて適正な管理を行うとともに、施設の永続的活用を図り得るよう施設の更新に必要な資金の積立てに努めるものとする。

なお、当該施設の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項を含むものとする。

##### （ア） 目的

（イ） 施設の種類、構造、規模、形式、数量

（ウ） 施設の所在、名称

（エ） 管理責任者

- (オ) 利用者の範囲
- (カ) 利用方法に関する事項
- (キ) 使用料に関する事項
- (ク) 施設の保全に関する事項
- (ケ) 施設の償却に関する事項
- (コ) その他必要な事項

#### ウ 増改築等に伴う手続き

- (ア) 施設の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築又は模様替えをしようとするときは、別紙様式第21号により、地方農政局長等あてに届け出て、その指示を受けるものとする。
- (イ) 事業実施主体の長は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による「処分制限期間」をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別紙様式第22号により、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

この場合において、地方農政局長等は、当該申請の内容を承認するときは、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成元年3月31日付け元経第594号農林水産大臣官房経理課長通知）等に留意し、その必要性を検討するものとする。

- (ウ) (イ) の場合にあつて、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例について」（平成16年9月7日付け16経第702号農林水産大臣官房経理課長通知。以下「特例通知」という。）の要件に該当する場合は、事業実施主体の長は、特例通知に基づき財産処分等の承認申請を行うことができるものとする。

なお、手続き等については、(イ) に準じて行うものとする。

#### エ 災害の報告

施設が天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体の長は、遅滞なく、被災施設の概要、減失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額並びに事業実施主体において講じた暫定措置及び防災、復旧措置等について調査確認するとともに被災写真等を付して、別紙様式第23号により、地方農政局長等に報告するものとする。

#### オ 利用計画の変更等

- (ア) 施設整備後、その利用状況を踏まえ、何らかの理由で利用計画の変更が必要と判断された場合は、地域の活性化に資することを前提条件として、所要の手続きを経て利用計画を変更できるものとする。

この場合、事業実施主体の長は、地方農政局長等あてに必要性を検討の上届け出て、その指示を受けるものとする。

(イ) 地方農政局長等は、要綱第8の4に定める改善計画に沿った利用を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断され、かつ、本対策実施当初の施策目的に対応した交付対象範囲の施設として引き続き有効活用を図ることが確実と認められる場合に限り、事業実施主体に対し、施設の利用目的の変更を検討させ、ウの財産処分等の手続きを行わせることができる。

なお、この場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の補助条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

(ウ) 要綱別表の2の(2)のイの事業内容のうち、市民農園等整備の実施については、本施策による整備実施後8年を経過しない間に、当該農地の転用又は当該施設が廃止された場合には、当該整備に係る交付金の返還等の措置を講ずるものとする。

(エ) 要綱別表の2の(2)のウ及びエの事業については、本施策による整備実施後8年を経過しない間に、当該農地の転用又は耕作が不可能となった場合には、当該整備に係る交付金の返還等の措置を講ずるものとする。

#### カ 移管手続

事業実施主体の長は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行った時は、直ちに、別紙様式第24号により、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第4 完了報告

要綱第7の規定による完了報告は、別紙様式第25号により、すべての事業が完了した年度の翌年度の5月末までに行うものとする。

## 第5 事業の評価

1 要綱第8の1の評価については、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 事業実施計画に定められた目標の達成状況

(2) 目標達成のための取組状況

(3) 施設ごとの実績・効果（施設等の利用計画の達成状況、収支決算状況等。）

(4) その他必要な事項

2 事業の評価の報告は、別紙様式第26号及び27号により目標年度までの毎年度について、各事業年度の翌年度の5末日までに行うものとする。

3 要綱第8の2の報告は、別紙様式28号により速やかに行うものとする。

4 要綱第8の4の規定による改善計画の提出を受けた地方農政局長等は、事業実施主体に対して、改善計画に基き目標達成が図られるよう必要な指導、助言等を行うものとする。

5 要綱第8の5の規定による重点的な指導等は、目標に対する達成率が70%未満である事業実施主体に対して行うものとする。

6 3による報告を受けた地方農政局長等は、計画期間内にその目標の達成が見込まれない事業実施主体に対して、当該計画に係る残額の交付を見合わせることもできるものとする。

のとする。(ただし、経済的社会的事情の著しい変化等事業実施主体の責に帰せない場合を除く。)

- 7 要綱第8の規定による評価結果等の公表については、共生・対流等交付金の成果が広く国民に周知できるよう、インターネットのWEBサイト等効果的な手法により行うものとする。

## 第6 助成

国は、毎年度の予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の2分の1以内を助成する。

別紙 1

目標及び指標について（例示）

目 標	指 標	単位
(1) 長期農業等ボランティア派遣者数等の増加	○ 長期農業等ボランティアの派遣者数	人
	○ 長期農業等ボランティアの受入市町村数	市町村
(2) 体験農園開設者数等の増加	○ 体験農園の開設者数	人
	○ 体験農園の区画数	区画数
(3) 都市住民等の農山漁村情報に接する機会の拡大	○ 農山漁村情報を提供するWebサイトへのアクセス数（の増加）	回
(4) 商店街等と農山漁村との多面的連携の促進	○ 農山漁村と連携する商店街等の数	者
(5) 大学、環境団体、病院と農山漁村との新たな協働	○ 農山漁村と連携する大学、環境団体、病院等の数	者
(6) 都心部における空閑地を活用した農業体験の場の普及推進	○ ビルの屋上等の空閑地を活用した農業体験の場を普及推進するための先進事例や取組結果を提供するWebサイトへのアクセス数	回
(7) ITを活用して利用者に農園の状況等を情報発信するタイプの市民農園開設の促進	○ ITを活用して利用者に農園の状況等を情報発信するタイプの市民農園開設数	農園
(8) 都市農地の保全活用	○ 直売所等の利用者数の増加	人
	○ 援農ボランティアの派遣者数	人
(9) グリーン・ツーリズム交流人口の増大	○ 農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数の増加	人
	○ 都市農村交流施設における滞在者数（宿泊者数を除く）の増加	人

(10) 定住人口の確保	○ 地域内人口の増加	人
(11) 交流ふれあい活動等を通じた都市農業の振興	○ 都市農地の利活用面積の増加	m <sup>2</sup>

別紙 2

施設名	事業内容
<p>1 都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組の実現並びに都市と農村との間の交流環境の整備及び当該交流を通じたアグリビジネスの推進に必要な施設等</p> <p>(1) 都市農村交流施設</p> <p>① 都市農村交流促進施設</p> <p>② 市民農園</p> <p>③ 廃校・廃屋改修交流施設</p> <p>④ 水辺修景・景観保全施設</p> <p>(2) 交流環境・アグリビジネス施設</p> <p>① 食材供給施設</p> <p>② 農林水産物処理加工施設</p> <p>③ 地域資源循環活用施設</p>	<p>農産物加工体験、特産物・文化財展示販売、伝統文化継承、情報受発信施設等並びに附帯施設の整備</p> <p>農園の区画整備、園路、滞在、休憩、更衣、管理、農機具収納施設等並びに附帯施設の整備</p> <p>廃校・廃屋の改修・移設並びに附帯施設の整備</p> <p>散策道、案内板、駐車場等の整備及び附帯施設の整備</p> <p>農林水産物を活用した食材等の提供供給のために必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>① 家畜ふん尿・野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>② バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自</p>

<p>④ 子供等自然環境知識習得施設</p> <p>⑤ 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</p> <p>(3) 交流等促進関連施設</p> <p>① 集落道</p> <p>② 簡易給水施設</p> <p>③ 簡易排水施設</p> <p>(4) 特認事業</p>	<p>然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要となる自然・動植物観察施設等及び附帯施設の整備</p> <p>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及び附帯施設の整備</p> <p>集落道並びに附帯施設の整備。道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村のうち幹線市町村道は対象としないものとする。</p> <p>給水施設並びに附帯施設の整備。給水人口50人未満のものとする。</p> <p>排水施設並びに附帯施設の整備。受益戸数3戸以上20戸未満の規模のものとする。</p> <p>(1) から (3) までに掲げた以外の施設等であって、都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組の実現並びに都市と農村との間の交流環境の整備及び当該交流を通じたアグリビジネスの推進に必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。</p>
<p>2 都市部での農業振興に必要な施設等</p> <p>(1) 都市交流基盤整備</p> <p>① 土地基盤整備</p> <p>ア ほ場整備</p> <p>イ 農業用排水施設整備</p>	<p>都市近郊において、農業・農村の多面的機能の効果的な発揮及び都市住民の理解促進のために必要な土地基盤等の整備</p> <p>農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備</p> <p>農業用排水施設整備の新設、廃止又は変更</p>

ウ 農道整備

農道、農道橋、索道、軌道その他の運搬施設の新設、廃止又は変更

エ 農用地開発

農用地の造成（農用地間の地目変更を含む。）とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更

オ 農用地の改良又は保全

左欄アからエまでに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備

- ① 農業用又は災害防止用のため池の老朽化による決壊、漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するために行う堤体及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修
- ② 土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤又は排水路等の施設の新設又は改修
- ③ 農用地の改良又は保全のために必要な暗渠、客土、床締、防風林等
- ④ 交換分合

カ 農用地管理保全

遊休農地解消実践活動により3年以内に活用の見込みのある農地を対象とし農用地の管理保全のために必要な表土扱い、土層改良等による地力維持工事で、実施期間は3年以内のものとする。

なお、「遊休農地再生活動実践スタート支援」を実施した市町村（旧市町村を対象として実施した場合はその区域）及びこれと同様の取組を独自に実施し、解消を図るべき遊休農地が明らかになっているものとして都道府県知事が認めた市町村とする。

②農村生活環境基盤整備

ア 農業集落道整備

農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行、農産物の運搬等の農業生産活動に供する農業集落道の整備

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は、対象としない。

イ 営農飲雑用水施設整備

- ② 道路附帯施設は、待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。
- ③ 修景施設は、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、遊歩道、駐車場等とする。

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主とする営農飲雑用水施設の整備

- ① 受益戸数は、おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は2戸以上とする。
- ② 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

ウ 農村公園施設整備

農業者等の農村居住者の健康増進又は憩いの場等としての児童公園、運動公園、緑地、多目的広場等に係る利用施設及びこれに付帯する施設の整備

- ① 児童公園、運動広場、緑地等を整備するために必要な施設とする。
- ② 整備の対象は、整地、修景施設その他機能保持上必要な施設とする。

エ 集落防災安全施設整備

集落の防災安全のために必要な施設の整備

整備の対象は、土留工、防護柵、防火水槽、防風林、防雪工、排水工等とする。

オ 水辺環境整備

農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化、生態系保全及び修景に配慮した施設の整備、親水広場等の新設又は改修

親水広場の附帯施設には緑化施設、親水施設等を含むものとする。

カ 緑化施設整備

公共広場、公共施設等の周辺環境の美化を図るための修景施設及び生態系保全に配慮した施設の整備

- ① 公共施設等は農村公園、集落排水処理場等とする。
- ② 修景施設は植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、遊歩道、駐車場等とする。

#### キ 地域資源利活用施設整備

地域資源を利活用して農業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備

ただし、温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としない。

なお、計画・施行に当たっては、施設の効果・効用、将来にわたっての維持管理等を勘案し無理のないものとする。

- ① 農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等
- ② 農林水産省が行う助成又は融資の対象となっている施設に地域資源を供給する施設
- ③ 市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設等に地域資源を供給する施設

#### ク 集落環境管理施設整備

農業集落単位で環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等を行うための施設及びこれに附帯する施設で比較的小規模な施設の整備

- ① 大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害の防止に十分留意するものとする。
- ② 附帯する施設の整備は敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とする。

#### ケ ライフライン収容施設整備

農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公共施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の整備

- ① 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、ガス供給施設、電線、電話線等の公共施設を収容するため、主として農業集落道の地下に設ける施設の整備とする。
- ② 当該施設の整備に当たっては、事業計画段階において公共施設の敷設計画が明らかであることとし、当該施設の構造の保全に関する事項、敷設する公共施設の管理に関する事項、費用の負担に関する事項等を規定した管理規定を定めるものとする。

コ 土壤環境整備

耕土等の流出入防止施設等の整備

流出入防止施設は、沈砂池、法面保護工等の整備とする。

サ 住民参加促進環境整備

整備する施設の維持管理等への地域住民の参加を促進するため、地域住民による簡易な生活環境施設の整備等

農村振興総合整備事業等で整備する施設の利活用、維持管理の適正化等を促進することを目的とした地域住民による花壇づくり並びに芝生及び樹木の植栽等の簡易な生活環境施設の整備に対して行う支援(整備に必要な諸資材の現物支給、機械借料の補助等)

③農村交流基盤整備

ア 農村交流施設整備

都市との交流の場の創設に必要な空間、スポーツ施設等の整備

整備の対象は、整地、土留工、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、駐車場等とする。

イ コミュニティ施設整備

農業経営及び農村生活の改善、農村居住者の健康増進等又は都市住民との交流を推進するための多目的に利用される建物及びこれに附帯する施設の整備

① 施設規模は、おおむね500平方メートル以内とする。

② 附帯する施設の整備は、敷地整備、構内整備、駐車場、緑化等とする。

ウ 集落農園整備

ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な整備

① 整備に当たっては、次のいずれかの事項を内容とするものとする。

ア 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの

イ 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの

ウ ア 又はイ に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするものとする。

② 整備の対象は、集落農園開設のために必要な農用

	<p>地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地とする。</p> <p>③ 附帯する施設の整備の対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。</p>
<p>エ 歩行者専用遊歩道整備</p>	<p>農村居住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の整備</p> <p>① 整備の対象は、専ら散策、サイクリング、乗馬等の用に供する遊歩道及びこれに附帯する施設とする。</p> <p>② 附帯する施設の整備の対象は、植樹、水飲場、便所、駐車場、交通安全施設、案内施設等とする。</p>
<p>オ 施設環境整備</p>	<p>公共施設及び農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修</p> <p>① 車いすでの利用を可能とするための改修等の高齢者・障害者の利用に資するための建物を改修する。</p> <p>② 他府省所管の法律に基づく補助事業の整備対象となっている公共施設は対象としない。</p>
<p>カ 景観保全整備</p>	<p>文化的・歴史的景観の保全を図るために必要な施設の整備</p> <p>① 文化的・歴史的景観には景勝地、植物群生地等を含むものとする。</p> <p>② 整備の対象は、連絡道、防護柵、用排水施設、駐車場、管理施設、案内板、植樹、芝生等とする。</p>
<p>キ 歴史的土壌改良施設保全整備</p>	<p>歴史的土壌改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に行う施設の整備</p> <p>① 歴史的土壌改良施設の保全整備に当たっては、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第109条の規定に基づき重要文化</p>

財として指定され、若しくは指定されることが 確実と認められる土地改良施設又は同法第57条の規定に基づき登録され、若しくは登録されることが確実であると認められる土地改良施設であること。

イ 当該施設の支配面積が20ヘクタール以上であること。

② 「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、以下の施設の整備を行うものとする。

ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫

イ 管理道及び駐車場

## ク 魚道整備

河川の生態系の保護等のために、適正な下流放流量を確保する魚道の新設又は改修

① 魚道の新設又は改修に当たっては、ア又はイの施設を対象として行うものとする。

ア 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設又は取水量が大きく河川の流量若しくは生態系に影響を及ぼすおそれのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設で、次の採択基準のいずれかに該当するものとする。

(ア) 魚道が整備されていない等のため、常時一定の放流量を確保することが困難な施設

(イ) 河川の流水による魚道の損傷等により、魚道が正常に機能していない施設

(ウ) 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設

イ 前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備が予定されている農業水利施設であって、当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかであるもの。

② ①のアの「取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼすおそれのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設」とは、1級河川又は2級河川に設置さ

れた農業水利施設であって、河川を横断する大規模な工作物のうち当該施設の取水能力がおおむね0.3m<sup>3</sup>/s以上である施設とする。

③ ①のアの(ア)「魚道が未整備等のため、常時一定の放流量を確保することが困難な施設」とは、魚道が整備されていない又は現に整備されているが、魚道の通水能力が小さいために、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な農業水利施設とする。

④ ①のアの(イ)「河川の流水による魚道の損傷等により、魚道が正常に機能していない施設」とは、河川の流水による魚道の損傷等若しくは施設下流部の河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている農業水利施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な農業水利施設とする。

## (2) 都市農業共生・対流推進条件整備

都市住民とのふれあい・交流及び持続的な営農展開等に必要な簡易な基盤整備、市民農園等の整備

生産緑地地区において現在行われている農業生産の条件を当面維持していく上で必要な整備水準を確保するために行うもの。

### ①簡易な基盤整備

#### ア 耕土改良

整備の対象は、耕土補給、深耕、心土破碎等、土壌改良材投入とする。

#### イ 土留工

整備の対象は、土埃等の遮断を目的としたフェンス等の設置も含む。

#### ウ 耕作道整備

#### エ 用水施設整備

整備の対象は、用水路新設・改修整備、井戸整備、貯水施設整備、かん水施設整備とする。

#### オ 排水施設整備

整備の対象は、用水路新設・改修整備、暗渠排水整備、承水路整備、浸透柵等設置とする。

### ②ふれあい・交流施設整備

#### ア 多目的施設

整備の対象は、休憩室、更衣室、洗い場等とする。

イ 農機具等保管施設

③防災設備整備

防災用水施設整備

整備の対象は、防災兼用井戸・水路の施設整備とする。

④都市農地保全整備

ア 生産緑地地区内の農地のみを受益地とする農業用排水施設の廃止又は変更

整備は、既存施設の老朽化及び周辺の都市化に伴う水質悪化、水量減少等に対応するために行うものとし、既存の用水量の増大を目的とするものは対象としない。

イ 生産緑地地区内の農業用道路の新設、廃止又は変更

農業用道路の新設、廃止又は変更後においても生産緑地法第2条第1号の農地等として取り扱われる範囲のものとし、農業用道路の新設又は変更は、農業用機械の進入が困難である場合に限定し、簡易舗装又は非舗装とする。

ウ 上記に掲げるもののほか、生産緑地地区内の農用地の利用又は保全のため必要な整備

整備内容は、以下のとおりとする。

- ① ア及びイの工事に伴い必要となる生産緑地地区内の農地等について行う区画の整形であって、客土の実施、暗渠排水の設置等を伴わない簡易な整備
- ② 生産緑地地区内の農地のみを受益地とする農業用のため池の老朽化による決壊若しくは漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するために行う堤防及びその周辺の補強、附帯施設の改修並びにこれと併せ行う管理施設の新設又は改修
- ③ 生産緑地地区内の土砂崩壊又は地すべりの危険性の生じた箇所において、農地及び農業用施設への災害を防止するために行う土留石垣、擁壁等の施設の新設又は改修

⑤市民農園等整備

市民農園を開設するために必要な施設等の整備

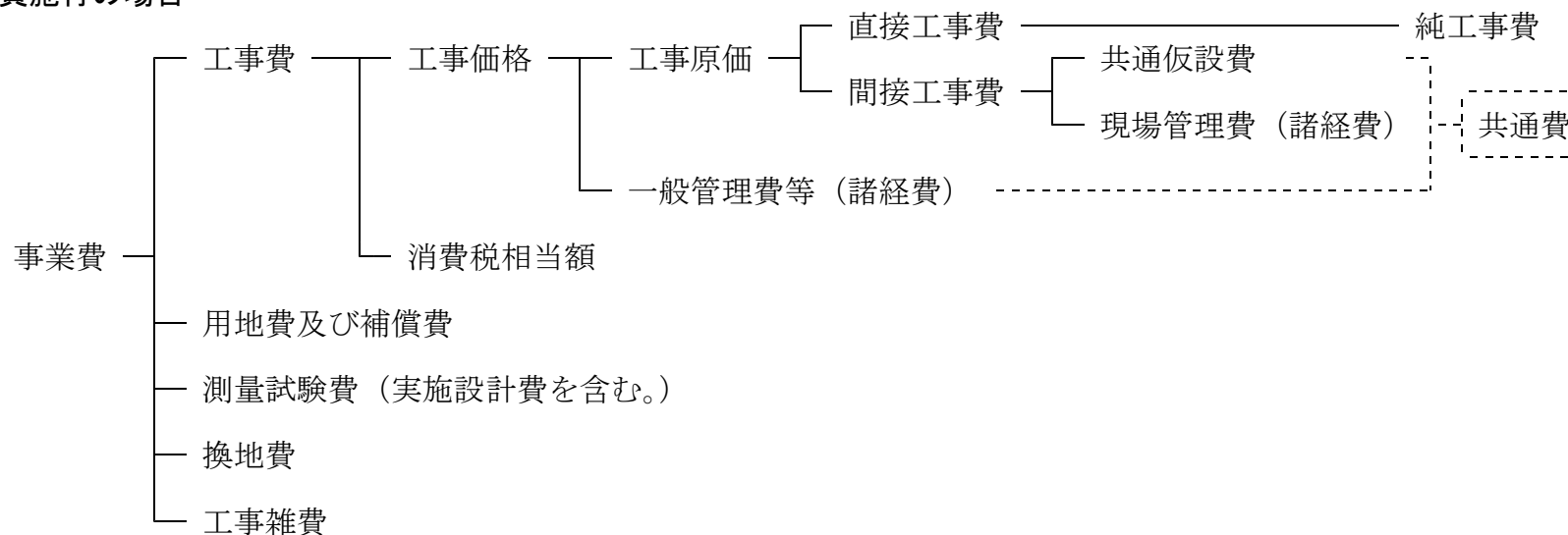
- ① 市民農園の用に供する農地の整備及び市民農園整備促進法第2条第2項第2号に定める農地に附帯して設置される施設のうち、農機具収納施設、給排水施設、園路、植栽、ごみ置場、休憩施設、便所、手洗場、駐車場、照明施設等。
- ② 附帯施設のほか、市民農園と連携し農園で収穫した農作物等の調理・加工など農園利用者と地域住民と

⑥援農ボランティア養成施設	<p>の交流の場となる交流加工体験施設の整備。なお、本施設整備に当たっては、農園利用者の過半数が見込める場合に限る。</p> <p>整備の対象は、休憩室、更衣室、トイレ、管理棟等とする。</p>
(3) 都市農業維持保全条件整備	<p>都市農業の持つ多面的な役割を当面維持するために必要な農業用排水施設等の改修、防災施設等の整備</p>
①農業用排水施設等の改修	<p>既存施設の老朽化等に伴う施設改修等を行うものとし、既存の用水量の増大を目的とするものは対象としない。</p>
②防災施設整備	<p>既存施設の改修に併せ災害時にも使用可能となる防災兼用井戸等の整備とする。</p>
(4) 都市農業水辺環境整備	<p>既存の農業水利施設等を活用し、都市住民の憩いの場の提供や農業理解の増進のために必要な施設整備</p>
①親水・景観保全施設	<p>整備の対象は、親水護岸、せせらぎ水路等とする。</p>
②生態系保全施設	<p>整備の対象は、蛭ブロック、魚巢ブロック、草生水路等とする。</p>
(5) 特認事業	<p>(1) から (4) までに掲げた以外で、都市部での農業振興に必要な施設等で必要不可欠であると地方農政局長等が認めるものに限る。</p>

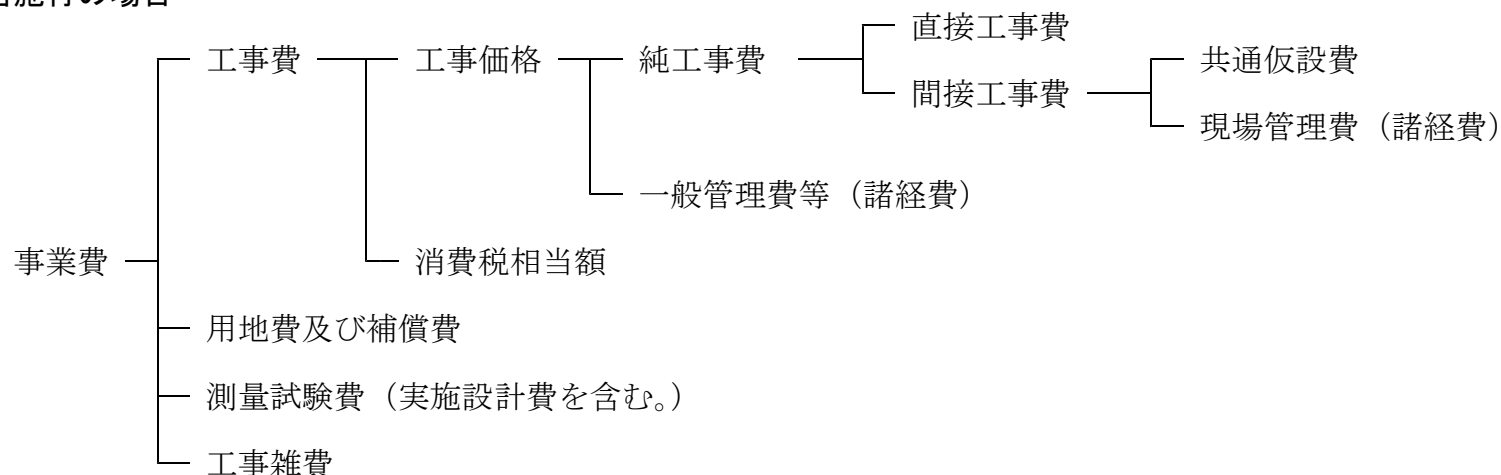
別表第1

基盤整備等の事業費構成の標準

ア 請負施行の場合



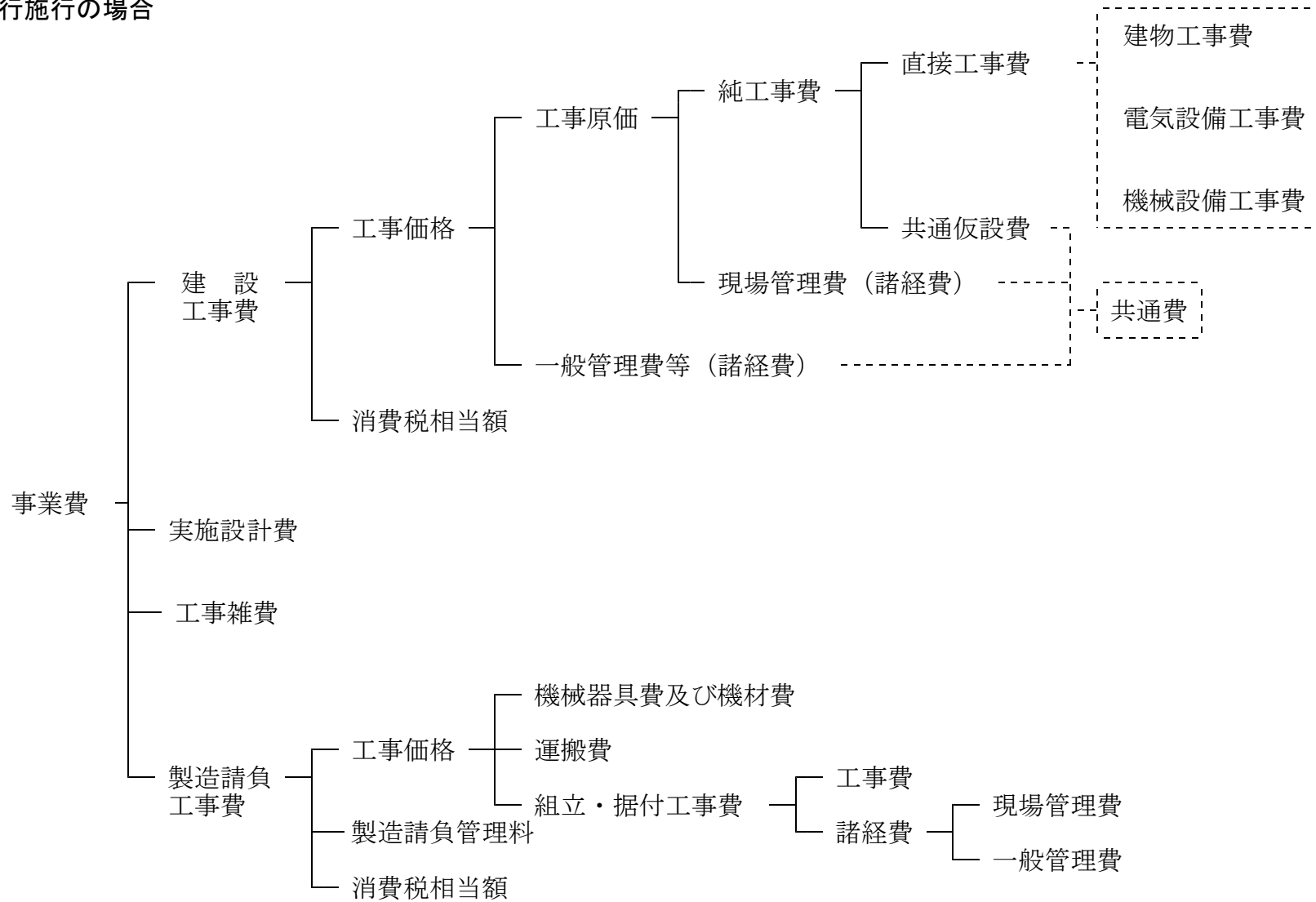
イ 直営施行の場合



注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要領」に準拠したものである。



イ 代行施行の場合



別表第3

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片づけ清掃、屋外発生処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別表第4

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原 価 性 経 費 配 賦 額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する経費、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

別表第5

一般管理費

区 分	内 容
役員報酬 従業員給与手当	取締役及び監査役に要する費用 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費 事務用品費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する経費
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却額	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開発のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打ち合わせの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表第6

工事雑費

区 分	内 容
報 酬 賃 金 共 済 費 需 用 費	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金） 賃金に係る社会保険料 消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費、 食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）
役 務 費 委 託 費 旅 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、雑役務費 測量、設計、登記等の委託費 事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料 備 品 購 入 費	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料 事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具
公 課 費 代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料